

## 役場からの インフォメーション



### 令和6年分 確定申告事前予約の お知らせ

☎ 税務課 賦課係  
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線131・134・135)



令和6年分確定申告は、申告相談会場の混雑を避けるために事前予約が必要となります。

#### ▶ 予約方法

- 須恵町公式LINEアカウントによる予約
- コールセンターへの電話による予約

友だち追加はこちらから↓



アカウントID : @suetown

予約開始日や申告日程などの詳細については、広報すえ1月号、須恵町ホームページ、須恵町公式LINEでお知らせしますので、ご確認ください。



### 町内で事業を営む人へ 償却資産の申告時期です

☎ 税務課 賦課係  
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線136・140)



事業用償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在のその資産の状態を申告する必要があります。

#### ▶ 申告期限 令和7年1月31日(金)まで

▶ 申告方法 12月中旬に送付する申告書に、評価額の算出に必要な事項(所在地・種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など)を記入の上、ご提出ください。(eLTAXによる電子申告も可能です。)

#### 償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店などを経営している人・駐車場やアパートを貸している人が、事業のために用いる機械、装置、工具、器具、備品が対象となります。土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。※自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、鉱業権・特許権などの無形資産は課税対象外となります。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、上記お問い合わせ先までご連絡ください。



### 町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 収納係  
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線133)



12月25日(水)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目 国民健康保険税 7期



### ファイナンシャルプランナー による納税相談を実施します

☎ 税務課 収納係  
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線132・139)



須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日 令和7年1月15日(水)

▶ 会場 須恵町役場

▶ 時間 9時~19時(お1人1回につき1時間)

#### ▶ ご用意いただくもの

● 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)

● 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

#### ● 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

## 学校教育課からのお知らせ



### 新入学準備金(就学援助)申請受け付けについて

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、新入学学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

来年4月に新小学1年生・新中学1年生となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学学用品費のみ先行して、令和7年3月に支給を行います。

希望する保護者は、期間内に申請してください。

#### 対象者

- ▶ 申請期間内に須恵町内に住民登録がある人で、令和7年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
  - ▶ 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
- ※生活保護(教育扶助)を受給している世帯は、対象になりません。

#### 申請期間

令和7年2月3日(月)~19日(水) 8時30分~17時15分(土日祝日を除く)

※令和7年2月19日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

#### 申請場所

役場2階 学校教育課窓口

#### 申請方法

申請期間内に学校教育課窓口へ、下記①就学援助申請書を提出してください。下記③および④はそれぞれの該当者のみの提出となります。郵送などでの受け付けはできません。

※住民税の申告は必ず済ませてください。未申告の場合は審査ができないため却下となります。

#### 申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書(上記QRコードからダウンロードできます。また、2月3日(月)から学校教育課窓口にも設置します。)
- ② 校納金の振り込みを希望する口座の通帳(西日本シティ銀行、粕屋農協のみ)
- ③ 所得証明書(令和6年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の人全員分)
- ④ 児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給が分かる書類(該当者のみ)

#### 注意事項

##### ● 新入学準備金について認定を受けた場合

- ▶ 今回はあくまでも「入学準備金のみ」の申請です。入学後に学用品費、給食費などの援助が必要な人は、「令和7年度就学援助制度」の申請(令和7年6月予定)が改めて必要です。
- ▶ 令和7年6月に予定している「令和7年度就学援助制度」を申請し、認定された場合の援助額は、令和7年3月に支給する新入学学用品費を除いた金額です。
- ▶ 認定通知後に他市町村へ転出された場合、新入学学用品費を返金していただく必要があります。

##### ● 期間内の提出漏れや審査が却下となった場合

▶ 「令和7年度就学援助制度」を申請(令和7年6月予定)し、認定となった場合は、新入学学用品費は令和7年8月に支給されます。

##### ● 審査基準について

▶ 「新入学準備金」の審査の基準は、「令和6年度就学援助制度」の基準ですが、「令和7年度就学援助制度」は、令和7年度の就学援助制度の審査基準になりますので、審査結果が変わる場合があります。

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線272)